

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画(中間案)にかかるパブリックコメントでいただいたご意見と県の考え方

【対応欄の説明】

最終案に反映するもの 既に反映しているもの 行動計画に反映するもの
 最終案への反映は難しいが今後の検討課題や参考とするもの
 最終案に反映することが難しいもの その他((質問、感想、要望など ~ に該当しないもの)

番号	項目	項目	中間案に対するご意見	対応	意見に対する考え方
1	全般	全般	・基本計画(中間案)は農業を取り巻く厳しい環境から立派に計画されている。 ・地域性が多様な中、いかに実行されるか?これが一番。なるべく早く活性化のために進めてほしいと思います。(2件)		農業者や関係団体、市町と十分に話し合いながら、具体的なアクションにつなげていきます。
2	全般	全般	県・市町を中心に農業団体等と連携して早急に現場(地域、地区等)に出向き、農業政策を説明し理解を得る事が、今後の農業の基盤になると思う。机上で終わる事なく現地に足を運び、早急に進めていただきたい。(2件)		関係団体や市町との連携により、各事業間の連携を図りつつ、現場を重視して取組を進めていきます。 また、地域課題解決に向けた新たな活動に取り組む地域に対しては、地域活性化プラン支援チーム等により支援していきます。
3	全般	全般	補助金、助成金等の申請の手続きをもっと簡単にしてほしい。提出書類が多く、時間がかかりすぎる。		国の補助金等については、手続きを簡素化するような機会を通じて国に伝えていくとともに、手続きの円滑化に向け、市町等と連携してサポートさせていただきます。
4	全般	全般	・米を始めとする国際情勢、とりわけTPP問題がある中で、県として如何なる施策を打ち出すか?このまま国にまかせているのではなく、進んで農産物の事を考えるならば、今後、5年、10年先に農地の減少、担い手の減少、後継者の激減、生産物価格の低迷、所得の減少、経費(ランニングコスト)の上昇、雇用賃金の上昇等に加えて、温暖化に伴う作物の変化、どれをとっても難問山積で個人農家、法人の単位ではどうしようもない所に来ている。 ・県として地域に応じた作物の推進と経営体の育成、後継者の確保、補助金、助成金に頼らなくても良い農業の創出を考えてほしい。農業は国の根幹、基本、礎である。これは忘れないでほしい。		TPPの大筋合意など、農業・農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応できるよう、現場の課題を十分に把握しつつ計画の進捗管理を行っていきます。 また、TPPに円滑に対応できるよう、地域の実情をふまえ、新たな経営安定対策の強化や生産基盤の整備も含めた体質強化対策の充実などについて、国に提言していきます。 なお、地域に応じた作物の推進については基本施策 に、後継者の確保・育成については基本施策 に位置付けています。

番号	項目	項目	中間案に対するご意見	対応	意見に対する考え方
5	全般	全般	「もうかる農業」の実現という視点は明確ではないのではなか。これまで、明確にそれを掲げてこなかったが、敢てそれを掲げ、その実現のために、マーケティングや経営の専門家の知恵の導入、営業活動支援の措置などを講じることが求められるので、その方向性を示したことは妥当である。		「もうかる農業」の実現に向け、必要に応じて専門家も活用しながら、農業ビジネス人材や、イノベーションの創出に取り組む中核的人材の育成などに新たに取り組んでいくこととしています。これらの取組については、行動計画において、基本事業 - 3、- 2に位置付けています。
6	全般	全般	私は認定農業者であります。この様な意見書・アンケートは認識がありませんでした。どのような方法で周知しているのでしょうか？周知方法を検討してください。		三重県のホームページへの情報掲載や関係団体等の各種会合、県内5箇所での意見交換会等を通じて周知に取り組んできました。周知が不十分とのご指摘もふまえ、次期の見直しの際には、より広範に周知ができるよう検討していきます。
7	全般	全般	県農政の一環として今回の画期的な取組(意見交換会)に対し、農業者として深く敬意を表します。今回は、従来の縦割り行政を改め、農業・農村の活性化推進にオール主務担当課長(管理職・夜間)が直接現地に出向き意見交換を実施されたことを高く評価し、感謝を申し上げます。		意見交換会にご出席いただきありがとうございます。今後も、各分野で連携しながら農業・農村の活性化に取り組んでいきます。
8	全般	全般	基本計画案の交流会でいろいろとたくさんの説明をしていただき勉強になりましたが時間が短かったので思うように話が出来なかったと思います。もっと交流会を増やしてほしいです。		意見交換会にご出席いただきありがとうございます。意見交換の時間が短かったというご指摘をふまえ、次期の見直しの際には、より充実した意見交換ができるよう検討していきます。

番号	項目	項目	中間案に対するご意見	対応	意見に対する考え方
9	第2章三重県の農業及び農村をめぐる情勢	2三重県の農業・農村の現状と課題 (3)農業者	・12ページの販売農家数の減少と、13ページ上部の農業就業人口の減少は、高齢化と不採算のため今後も続くものと思われます。一方、同ページの新規就農者数は極端に少ないですが、経営規模が不明なので、減少農家数に対して、新規就農者がどれだけ減少分をカバーしているのか不明です。		離農される方の農地は、認定農業者等の規模拡大によりおおむねカバーされています。 引き続き、農業の次世代への継承に向け、担い手への農地集積や多様な農業経営体の確保・育成等に取り組んでいくこととしており、基本事業 - 2および - 3に位置付けています。
10	基本施策 安全・安心な農産物の安定的な供給	- 1 需要に応じた水田農業の推進	○米の地域特性を生かした商品開発 県下には伊賀米がありますが、北勢地区にはその様なものが無いと思われる。JAの指導に基づき米を栽培しても、1・2等米でしか出荷できない。北勢地区の米での販路拡大ができるのか。		地域特性を生かした米の生産については、他の地区と同様に、北勢地区でも取り組まれており、県としても、販路拡大支援などに取り組んでいるところです。 引き続き、県産米のシェア拡大を図るため、地域特性を生かした米の生産拡大に取り組むとともに、効果的な魅力発信や飲食店での活用促進などにより、県内外への販路拡大につなげていくこととしており、基本事業 - 1に位置付けています。
11	基本施策 安全・安心な農産物の安定的な供給	- 2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進	○耕種だけではなく施設園芸にも保護を ・同じ額の補助金でも新規定着率はよいかも ・もし同じ額の補助金があれば、雇用拡大、納税ができると思う		施設園芸に対する支援については、新品種・新技術の導入などによる産地改革や燃油価格高騰対策の実施、生産の安定化に向けた技術指導など、課題に応じた総合的なサポートに取り組んでいくこととしています。 これらの取組については、行動計画において、基本事業 - 2および - 3に位置付けることとしています。

番号	項目	項目	中間案に対するご意見	対応	意見に対する考え方
12	基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	- 1 地域の特性を生かした農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・必要経費の軽減による所得向上 ・作業の効率化による新規就農者の確保 ・農村の活性化よりも農家の活性化を考えないと、農村の活性化につながらない ・現在の農村内で、今後就農する人がいないのが問題であり、農村の活性化に意味を感じない。 		<p>地域の特性を生かした農業の活性化については、重要な課題であることから、地域の取組の発展や農産物の高付加価値化等の新たな価値創出につながる取組を進める集落や産地等を育成していくこととしており、基本事業 - 1に位置付けています。</p> <p>また、経営の多角化や法人化、先端技術の導入による低コスト化・高品質化など、経営発展に向けた取組の促進や後継者をはじめ新規就農者の確保・育成についても、しっかり取り組んでいくこととしており、基本事業 - 3に位置付けています。</p>
13	基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	- 2 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築	<p>離農者に対して、農地中間管理機構は担い手及び新規就農者にどのように関与していくのか記述があつてよいのではと思います。(当地区の営農組合は農地中間管理機構の仕組みや具体的な役割が分かりにくいとの声があります。)</p>		<p>農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を加速するため、県の地域事務所ごとに設置した「農地中間管理事業推進チーム」を核として、市町・JA等関係機関と連携を図り、地域の合意形成に向けた支援を進めていきます。</p> <p>また、担い手が不足する地域においては、農地中間管理事業を活用し、企業および農協出資型法人等の新規参入の促進に取り組むこととしています。</p> <p>これらの取組については、行動計画において基本事業 - 2に位置付けることとしています。</p>
14	基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	- 2 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・「人・農地プラン」を中心に「農地中間管理事業」「多面的機能支払」の3つの政策を総合的に進める事が今後の農業振興、また維持に繋がる事になると思う。 ・担い手農家は、大きな面積を抱えていいいます。万が一に備え、65才～75才を対象にサラリーマン退職者の農業従事やシニア・ファーム・倶楽部(S.F.C)、地域毎の昔の青年団など、予備委員確保によるバックアップが必要。(2件) 		<p>農村集落が抱える「人と農地」の課題解決に向け、「人・農地プラン」を中心に「農地中間管理事業」「多面的機能支払」の3つを総合的に推進していくこととしており、分かりやすいように基本事業 - 2に関連の記述を追加修正しました。</p>

番号	項目	項目	中間案に対するご意見	対応	意見に対する考え方
15	基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	- 2 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築	・耕作放棄地の所有者が分かりにく環境にあるように思えます。問い合わせ窓口等分かりやすい環境になればと思います。 ・米作りや野菜作りをしてみたいけど・・・という農業希望者と耕作放棄地の所有者が繋がればと思います。		耕作放棄地の情報については、各市町の農業委員会にお問い合わせいただくほか、全国農業会議所のHP「全国農地ナビ」においても閲覧が可能となっています。 県としても、農地中間管理機構のHP等に分かりやすく表示するなど、情報周知に努めてまいります。
16	基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	- 3 多様な農業経営体の確保育成	○若い人が農業をやるには全く今の農業というものを分かっていられないので、会議に僕を呼び下さい。農業をやりたい人、やめたいと思っている人をやる気にさせることができます。ちゃんと根拠もあります。		後継者をはじめ新規就農者の確保・育成を図るため、就農を希望する方への相談対応をはじめ、就農準備から定着に至る切れ目のない支援を行っていくこととしています。 就農意欲の醸成に向け、様々な場面において、新規就農の先輩の声を聞く機会を創出していきたいと考えていますので、ご支援・ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。
17	基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	- 3 多様な農業経営体の確保育成	多様な経営体の確保育成項目において、JA出資型農業生産法人はこれからの地域農業の担い手、地域農業の守り手として、県行政として取り組むべき項目であり、明確に記述すべきである。		担い手が不足する地域においては、農協出資型法人等の新規参入の促進に取り組んでいきたいと考えており、分かりやすいように基本事業 - 3に関連する記述を追加修正しました。
18	基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	- 3 多様な農業経営体の確保育成	・先の見通せない今の農業は不安で、後継者不足になって当然だと思う。農業に従事する農家を、はっきりと後継者(Uターン)、Iターンとに分けて考えないと問題の解決にならないと思う。		次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を図る取組と、地域内外から幅広い人材を呼び込む取組については基本事業 - 3に位置付けています。 ご指摘をふまえ、分かりやすいように記述を追加修正しました。

番号	項目	項目	中間案に対するご意見	対応	意見に対する考え方
19	基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	- 3 多様な農業経営体の確保育成	・みかん価格が不安定である現在、後継者に対する生活安定の補助金、助成金の支援が10年くらい必要だと思う。 ・法人等(組織)に対して、廃園にならない為の維持管理費の助成が必要		国の青年就農給付金制度等を活用しながら、後継者をはじめ新規就農者の確保・育成を図るため、就農準備から定着に至る切れ目のない支援に取り組んでいくこととしており、基本事業 - 3に位置付けています。 また、廃園にならない為の維持・管理につきましては、多面的機能支払(日本型直接支払制度)を活用し、共同活動に対する支援を受けることができる場合もあります。
20	基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	- 3 多様な農業経営体の確保育成	○女性の活躍促進 取組の方向例として2項目があげられているが、成果を挙げたり、取組を継続している女性の団体を顕彰する制度をつくるのはどうか。また、顕彰の対象となった取組を地域内で共有することも必要であろう。(女性以外にも、頑張っている個人、グループの評価、支援の強化は農村、農業の活性化に寄与することであろう)		女性の活躍促進に向け、成果の共有を図ることは重要であると考えています。品評会や各種表彰制度への積極的な応募を促進していきたいと考えており、行動計画において、基本事業 - 3に位置付けることとしています。
21	基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	- 3 多様な農業経営体の確保育成	・経営規模が大きくなり、高品質なみかんをつくらなければならない現在は、経営者としての力量が問われます。品種の選定や栽培規模、技術習得、雇用、販売と経営全体を掌握する力が必要です。でも、実際はどうでしょうか。経営学を勉強した人がどれ位いるでしょうか。経営が成り立たないからやめざるを得ないのが実情です。儲かっている産地は後継者がいます。廃園はないと聞いています。一人一人に合った経営指導をすることが、これ以上耕作放棄を増やさない、産地を元気にする方法だと思えます。		農業ビジネス人材の育成に向け、農業大学校における新たな農業教育コースの設置など、産官学の連携により、効果的な人材育成の仕組みをパッケージとして構築したいと考えており、基本事業 - 3に位置付けています。

番号	項目	項目	中間案に対するご意見	対応	意見に対する考え方
22	基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	- 3 多様な農業経営体の確保育成	<p>・中山間地域においては、集落団体の形成が困難になってきており、若い担い手も、耕地整理ができていないこともあり、これ以上の受け持ちは無理だと仰っていました。また、作業機械の修理整備費用が結構高額で、買い替える予算も目途が立たず、このまま機械が破損した場合は離農しなければならないかもしれないと仰っておられました。</p> <p>・農作業の集落団体が形成できないような狭く限られた地域で懸命に農業を守っている方々への支援も考えていただきたいと存じます。</p>		<p>持続的な営農体制の構築に向け、地域の様々な方々の活躍による集落営農組織の育成と法人化への支援を行うとともに、特に、中山間地域等の条件不利水田においては、各種支援策を活用し、持続的な営農体制構築に向けた支援を行いたいと考えており、基本事業 - 2に位置付けています。</p>
23	基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	- 3 多様な農業経営体の確保育成	<p>今すぐ対策しないと手遅れといっても過言ではないかと思いました。思い切って、県営で会社を立ち上げ、新規で後継者を雇い、少しでも早く荒れていく農地を守っていかないと、5年後、10年後では取り返しがつかないと思いました。是非、早期に実行していただきたい。</p>		<p>農業の次世代への継承を図るため、担い手への農地集積や多様な農業経営体の確保・育成に注力していくこととしています。県営での農業生産法人設立については、現状では難しいと考えています。</p>
24	基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	- 4 農業生産基盤の整備・保全	<p>○耕作放棄地対策</p> <p>担い手の問題もあることは間違いないが、他の用途への転用の道が事実上閉ざされていることも、農地が耕作放棄されて荒れていく原因の一つともなっている。転用などによりその土地の利用可能性が広がれば、地域における収益機会の確保にもつながり、農村地域に住む誘引にもなる。したがって、耕作放棄地対策として、農村における土地利用規制を見直しする必要性にも触れてほしい。</p>		<p>平成27年1月の閣議決定において、農地転用許可権限が都道府県知事および大臣の指定する市町村長に移譲すると決定されました。地域の実情に応じた土地利用を実現するため、農地転用許可権限の市町村長への移譲を進めていくこととしており、行動計画において、基本事業 - 4に位置付けることとしています。</p> <p>さらなる規制緩和については、地域の実態をふまえ、国に提言していきます。</p>
25	基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	- 5 農畜産技術の研究開発と移転	<p>高齢化の進捗と農村集落の人口減少により、近い将来農業者の出合いによる共同作業は限界が来ます。共同作業の中でも水路の泥上げ等の作業はきついものがあります。</p> <p>排水路の浚渫作業機の開発を国に要望していただき、また県の試験場での開発を要望します。</p>		<p>農作業を効率化するための機械の開発については、国の研究機関において進められており、県農業研究所においても独立行政法人との連携により、現場の要望に基づいた開発を進めているところです。</p> <p>排水路の浚渫作業は労力を有するものであり、ご意見の内容については、国の研究機関に要望していきます。</p>

番号	項目	項目	中間案に対するご意見	対応	意見に対する考え方
26	基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	- 5 農畜産技術の研究開発と移転	作物を作る基本は適地適作で、御浜町は極早生温州が多い産地です。紀南1号(みえの一番星)が産地を支える品種の一つになりつつありますが、引き続きより良い品種の開発をよろしくお願いします。		新品種の導入による新たなブランドづくりや消費者のニーズに対応した新品種の開発に取り組んでいくこととしており、基本事業 - 5に位置付けています。
27	基本施策 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	- 1	・三重県は海・山・川・畑等すばらしい環境の整った県ですから、もっともっと全国の人に注目してもらわべきです。		三重県が誇る海・山・川などの豊かな自然を「体験」という形で生かし、国内外から人を呼び込み交流の拡大を図るため、人材育成や新たな体験プログラムの開発、魅力的なイベントの開催、企業と連携したせっきょ的な情報発信などに取り組んでいくこととしています。 この取組については、行動計画において、基本事業 - 1に位置付けることとしています。
28	基本施策 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	- 1地域の特性を生かした農村の活性化	耕作放棄地対策、観光農園、獣害対策、雇用対策、過疎地域の子供教育等が生かされる企画として、カート及び小型バイクの世界レースが出来るサーキットを建設するとよいのでは。		農村の豊かな資源を活用した都市との交流等を通じて所得の向上を図る「地域資源活用型ビジネス」の取組拡大に取り組んでいくこととしており、基本事業 - 1に位置付けています。 なお、サーキットの建設については農業施策での対応は困難と考えています。
29	基本施策 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	- 2 多面的機能の維持・発揮	地域の農地は地域で守るという基本方針から、営農組合を設立し、多面的機能維持支払を活用して、施設の整備・補強をはじめ、取組をすすめています。是非、この制度を継続できるよう、国・県のご尽力をお願いします。		多面的機能支払(日本型直接支払制度)については重要な取組であり、基本事業 - 2に位置付けています。

番号	項目	項目	中間案に対するご意見	対応	意見に対する考え方
30	基本施策 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	- 2 多面的機能の維持・発揮	農地・水管理支払(多面的機能支払)は面積一辺倒。地域住民を加味せよ。		農地・水管理支払(多面的機能支払)は、国の要綱・要領に基づき、交付金の対象となる農地面積に応じて支援する国の制度となっています。ご要望の内容については、様々な機会を通じて、地域の声として国に伝えてまいります。
31	基本施策 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	- 2 多面的機能の維持・発揮	多面的機能支払を受けて、大規模畦畔を防草シートにてカバーして草刈労力を軽減しようとしている地区が多く見られるが、景観・防災の観点から本当に除草シートが良いのでしょうか？年間1回程度の草刈りで構わない様なら、カバープランツの指導をしてほしい。		多面的機能支払を活用した除草や防草の対策としては、抑制ネット(除草シート)のほかカバープランツの植栽も選択肢の一つとなっています。県としては、畦畔・農用地法面の現状などに応じ、地域で十分協議を行ったうえで、対策を選定していただくよう指導しています。
32	基本施策 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	- 3 災害に強い安全・安心な農村づくり	○小水力発電施設の設置(再生エネルギーを生かした地域の活性化) 21世紀の地球規模の課題は、水・食料・環境及びエネルギー等である。自然エネルギーは、中山間地の特権として取り組むべきである。それを利用することで地域振興(限界集落)やエネルギー確保となり地域経済にも結び付く。農山村資源は工夫すれば効率的に活用でき期待感も高まり有効と思われる。 発電量 野生鳥獣防止対策(電気柵に活用) 農業用水 河川法に触れない(水利権)		土地改良施設等への電力供給により、維持管理費の節減および農村の振興に寄与するため、農業用水稲を活用した小水量発電等の導入を促進していくこととしています。 この取組については、行動計画において、基本事業 - 3に位置付けることとしています。
33	基本施策 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	- 3 災害に強い安全・安心な農村づくり	排水機場の設備が老朽化している。海拔0、生活排水の色合いもあり、農家以上に住民からの運転要請多い。		災害に強い安全・安心な農村づくりに向けて、排水機場等の老朽化・耐震対策とハザードマップ(災害予測図)作成などのソフト対策を計画的に進めていくこととしており、基本事業 - 3に位置付けています。

番号	項目	項目	中間案に対するご意見	対応	意見に対する考え方
34	基本施策 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	- 5 獣害につよい農村づくり	補助金の増額等、獣害対策の充実をお願いします。		<p>農業被害金額は着実に減少してきていますが、県内の全集落代表者を実施しているアンケート調査では、サル、ニホンジカ、イノシシによる被害があると回答する集落数は減少傾向になく、依然として深刻な状況にあります。</p> <p>このことから、これまでの「被害対策」「生息管理」「獣肉等の利活用」の3本柱の取組をさらに深化・発展させ、地域の人材の育成を含め、集落ぐるみ・地域ぐるみで対策に取り組むための「体制づくり」に注力していくこととしています。</p> <p>これらの取組については、基本事業 - 5に位置付けています。</p>
35	基本施策 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	- 5 獣害につよい農村づくり	水田・排水路に於ける外来種(ミシシippアカミガメ)の駆除		<p>外来種(ミシシippアカミガメ)は、生態系に係る影響の可能性が指摘されている要注意外来生物リストに掲載されていますので、水田や排水路の所有者から相談等があった場合は、「駆除をしていただくか、駆除をしない場合は他地域へは放さない。」ことをお願いしているところです。</p>
36	基本施策 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	- 5 獣害につよい農村づくり	野生鳥獣による被害は減少しておらず広がりを見せています。国営パイロットなどでの防護柵も徐々に効かなくなってきており、昨年は機能向上事業をやっていただき、効果があったので、まだやれていない所をしたいと思っていましたが、今年はなかったそうです。日々向上していかないとムダになるどころかジャマになってくるのが考えられます。		<p>侵入防止柵整備の補助については、国の交付金を活用して実施していますが、限られた予算の中、本年度は、新規整備地区を中心に整備を進めています。</p> <p>交付金を活用して整備いただいた侵入防止柵は、基本的には、保守管理により被害防止に努めていただくようお願いしていますが、個々の事例に応じて、機能向上事業にも対応してきたところです。</p> <p>引き続き、予算の範囲内で、防護柵の整備や防護柵の機能向上に取り組んでいきます。</p>

番号	項目	項目	中間案に対するご意見	対応	意見に対する考え方
37	基本施策 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	- 5 獣害につよい農村づくり	獣害対策は根本的な解決になっていないように思います。単純に捕獲もありますが寄せ付けられないという対策も必要であると思います。		農地に寄せ付けられない対策については、「獣害につよい集落づくり」の一環として、「農地をエサ場としない」「害獣の隠れ場所をなくす」「農地を侵入防止柵で囲う」「サルは必ず追い払う」などの周知に取り組んでいるところです。 引き続き、市町と連携し、「獣害につよい集落づくり」に取り組んでいくこととしており、基本事業 - 5に位置付けています。
38	基本施策 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	- 5 獣害につよい農村づくり	いのししや鹿の精肉処理施設を近くに作って運営していただきたいと思います。現状では採れた獣は自家消費したり、又は埋没処理ということで、非常にもったいないと思います。精肉加工が出来れば、販売や飲食店での提供もできますし、特色が出せて地域の活性化にもつながると思います。農業の獣害対策にもなります。		獣肉等の利活用を促進するため、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」の普及や「みえジビエ登録制度」の拡大、みえジビエの高付加価値化・商品開発等に取り組んでいくこととしており、基本事業 - 5に位置付けています。 なお、精肉処理施設の整備については、引き続き、地域や民間事業者の自主的な取組を促進していくこととしています。
39	基本施策 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出	- 1 食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出	・ブランド化についてパフォーマンスの方々の意見ではなく汗かく方々の意見を取り入れた実のある本当の政策をとるべきだと思います。 ・パフォーマンスの県ではなく、本物の県としてのブランド強化に努めていただければ、地域経済の発展につながると思います。		ブランド化に向けた取組については、品目別には基本事業 - 1～3に位置付け、地域特性を生かしたブランド米の生産拡大や新品種の導入による新たなカンキツのブランドづくり、伊勢茶のブランド化、畜産物のブランド力向上に取り組んでいくほか、三重ブランド認定をめざす事業者の育成に取り組んでいくこととしており、基本事業 - 2に位置付けています。 農業者の皆さんの声をしっかり受け止め、取組を進めてまいります。
40	基本施策 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出	- 2 県産農産物の魅力発信	三重の安心食材の認定(梨)を受けているが、メリットを感じない。更新の事務も煩雑であり、県としてPRなど行うべきである。また、市場出荷の際に三重の安心食材であれば、履歴の提出が不要となるなど、関係機関との調整等を行ってほしい。		県民の県産農産物に対する満足度の向上を図るため、環境に配慮した生産方法を用いて生産されている「人と自然にやさしい安心食材表示制度」のPRに取り組んでいくこととしており、行動計画において、基本事業 - 2に位置付けることとしています。 なお、生産履歴の提出については、市場等流通事業者の判断により行われていることから調整は困難と考えています。

番号	項目	項目	中間案に対するご意見	対応	意見に対する考え方
41	第4章推進体制の整備	(2) 農業団体等に期待される役割	特に農村における集落機能の維持に関して、生活のインフラを支えることについて、行政との連携は、地域住民を的確にとらえ、一緒になって行動できる体制が必要である。		農村の集落機能の維持に向け取り組んでいくこととしており、具体的な推進体制として関係機関と市町、県が一体となった支援体制を整備していくこととしています。 第4章推進体制の整備「2地域の特性を生かした活性化に向けた支援」に、関連する記述を追加修正しました。
42	第4章推進体制の整備	(5) 市町に期待される役割	市町における農業および他の産業に対する産業政策が手薄なように感じられるため、市町の担当者に対する意識づけを強化することを、県としても考えるべきではないか。市町への期待と要請をもっと突っ込んで書くといいのではないか。		地域の特性や実情に応じた農業・農村の実現に向け、互いに対等・協力の考えのもと市町と一層緊密な連携を図り、農業・農村施策を展開していくこととしており、具体的な取組として、第4章推進体制の整備「2地域の特性を生かした活性化に向けた支援」に、関連する記述を追加修正しました。